

# 事前評価書

		年度	28
		整理番号	
事業名・路線名等		交通安全事業 国道326号 <small>おさか</small> 小坂工区	事業主体 大分県
所在地		豊後大野市三重町 <small>おさか</small> 小坂	
事業概要	事業の目的	自転車歩行者道整備により歩行者・自転車の安全な通行空間を確保する。	
	事業内容	【計画延長・幅員】 L=960m(現拡)、W=6.5(15.5)m 自転車歩行者道w=3.0m(両側設置) 【道路区分】 第4種第1級 【設計速度】 V=60km/h 【現況幅員】 W=6.0(8.25)m 【交通量】 自動車 17,917台/日(H22センサス) 歩行者交通量 262人/12h 自転車交通量 165台/12h(H26実測) 【計画交通量】7,500台/日	
	事業費	C=1,560百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から9年(平成37年度)	
	事業段階毎の実施計画	1年目 路線測量・詳細設計 2年目 用地測量、用地買収、建物補償、関係機関との協議 3年目 用地買収、建物補償 4年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 5年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 6年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 7年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 8年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 9年目 改良工事、舗装工事 完成	
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法指定通学路に指定されているが歩道が未設置又は狭小区間であり、通学時間帯に歩行者・自転車が集中するため、児童が車道部にはみ出して通行し、危険な状況である。</li> <li>・上記の理由により、平成24年度の通学路緊急合同点検の結果、危険箇所が挙げられており、通学路の整備を行う必要がある。</li> <li>・死傷事故件数35件/10年(うち歩行者・自転車事故5件(死亡事故1件))</li> <li>・当該区間の死傷事故率55.8件/億台・キロ(H17～H26)</li> </ul>	
	整備効果	・自転車歩行者道整備により、歩行者・自転車の安全な通行空間を確保し、安全性の向上を図る。	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の事故発生状況、道路利用状況、交通の状況等から総合的に判断する。	
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の歩道整備状況から歩道の連続性が確保できるルートを選定。</li> <li>・現道拡幅による自歩道整備であり、道路敷を極力活用した計画としている。</li> </ul>	
	コスト縮減	・コンクリート・砕石は再生材を使用。	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現道拡幅かつ平坦部であり、地形変化による影響は少ない。</li> <li>・残土処理(約5,000m<sup>3</sup>)は三重新殿線秋葉内田工区にて事業間流用)</li> </ul>	
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元(小坂地区)より要望書の提出されており、協力体制は整っている。</li> <li>・三重東小学校より、通学路合同点検時に事業要望が挙がっている。</li> <li>・平成27年4月に地元説明会(都市計画変更)を実施。事業に対する同意が得られている。(平成27年10月 都市計画変更)</li> </ul>	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法指定通学路(1号指定)に該当(付近に三重東小学校、三重中学校がある)</li> <li>・緊急輸送道路1次ネットワークに該当</li> <li>・道路法第13条に基づき事業を実施</li> <li>・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合</li> </ul>	
	事業の特殊性	-	
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。	

# 事業箇所位置図

